肉骨粉等の肥料利用の評価に関する考え方



評価の前提

肥料は、牛のSRM、と畜検査を経ていない牛の部位、 と畜検査の結果、疾病が認められた牛の部位、 並びに死亡牛の部位を除く部位を原料として生産されている。



人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位を原料としている。



牛肉骨粉等肥料を施肥された植物体を人が摂取した場合のリスクは、 30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓(SRMを除く)の摂取に 由来するリスクと変わらない。



評価の前提

30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと評価した。

牛ー牛間のリスク管理



肉骨粉等の肥料利用により、現行の飼料規制等に影響があるかについては、 牛ー牛間のリスク管理措置が充分であるかを検討

管理措置



- ① 流用・誤用を防ぐため、摂食防止材や化学肥料等との混合
- ② 家畜への使用及び牧草地への使用禁止等の表示
- ③ 原料の収集から出荷に至るまで、供給管理票の添付
- ④ ①~③の遵守状況を確認するため、無通告の立ち入り検査を実施



管理措置を前提とする限りにおいて、 現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。